

令和7年第2回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和7年3月6日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和7年3月6日	午前10時00分
	散 会	令和7年3月6日	午後2時08分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 12 名 欠 席 0 名 欠 員 2 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	仲 程 清	出	9	仲宗根 須磨子	出
2	長 濱 功	〃	10	崎 浜 秀 昭	〃
3	山 川 竜	〃	11	比 嘉 由 具	〃
5	松 田 大 輔	〃	12	座間味 栄 純	〃
6	欠 員		13	欠 員	
7	伊良波 勤	出	14	具志堅 勉	出
8	具志堅 正 英	〃	15	松 川 秀 清	〃

※ 会議録署名議員

7 番	伊良波 勤	8 番	具志堅 正 英
-----	-------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	上 原 正 史
教 育 長	喜 納 すえ子	住 民 生 活 統 括 監	仲宗根 章
産 業 振 興 統 括 監	並 里 力	総 務 課 長	宮 城 健
住 民 課 長	大 城 尚 子	福 祉 課 長	渡久地 政 克
健康づくり推進課長	大 濱 兼 愛	子 育 て 支 援 課 長	有 銘 高 啓
企画商工観光課長	喜 納 政 国	建 設 課 長	渡久地 要
農 林 水 産 課 長	平 安 山 良 信	上 下 水 道 課 長	知 念 毅
会計管理者兼会計課長	大 城 睦	教 育 委 員 会 事 務 局 長	安 里 孝 夫

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	崎 原 誠	主 任 主 事	與那嶺 卓
---------	-------	---------	-------

議 事 日 程

3月6日（木）1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3		議長諸般の報告
4		町長の行政報告
5		町長の施政方針演説
6	報告第2号	令和7年度沖縄県町村土地開発公社事業計画について（報告）
7	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について（説明・審議・採決）
8	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について（説明・審議・採決）
9	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について（説明・審議・採決）
10	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について（説明・審議・採決）
11	諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について（説明・審議・採決）
12	議案第3号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について （議案説明）
13	議案第4号	本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について （議案説明）

日程番号	議案番号	件名
14	議案第5号	本部町具志堅地区田園空間施設の指定管理者の指定について (議案説明)
15	議案第6号	本部町製氷荷捌き施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)
16	議案第7号	本部港(渡久地地区)水産施設の指定管理者の指定について (議案説明)
17	議案第8号	令和6年度本部町一般会計補正予算について (議案説明)
18	議案第9号	令和6年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について (議案説明)
19	議案第10号	令和6年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について (議案説明)
20	議案第11号	令和6年度本部町下水道事業会計補正予算について (議案説明)
21	議案第12号	令和7年度本部町一般会計予算について (議案説明)
22	議案第13号	令和7年度本部町国民健康保険特別会計予算について (議案説明)
23	議案第14号	令和7年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について (議案説明)
24	議案第15号	令和7年度本部町水道事業会計予算について (議案説明)
25	議案第16号	令和7年度本部町下水道事業会計予算について (議案説明)
26	議案第17号	町道の路線認定(町道和那原線)について (議案説明)
27		予算審査特別委員会の設置

○ **議長 松川秀清** ただいまから令和7年第2回本部町議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって7番 伊良波 勤議員及び8番 具志堅正英議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月14日までの9日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日から3月14日までの9日間に決定しました。

日程第3．議長諸般の報告を行います。

諸般の報告書をお手元にお配りしてありますが、その中から抜粋して説明させていただきます。

12月23日、名桜大学の30周年記念事業の本館落成に行きましたけれども、名桜大学が今国公立の評価ランキングで琉大に並ぶ地位まで来ているということで、非常に全国から注目を集めている学校になりつつありますので、ぜひお近くの本部の子供たち、北部の子供たちをしっかりと送ってほしいなと思っております。

1月6日、令和7年新春祝賀会、町のスタートであります祝賀会が盛大に行われました。

12日、二十歳の集い、本部を担う若い子たちの集いに参加しました。

2月23日、八洲学園の卒業式、その中に本部の子たちが現在44名在籍しているということで、卒業生の中にも15名の生徒がいらっしゃるということでしたので、八洲学園が本部に定着したなと。そして本部の子たちの受け皿にしっかりなっているなという気がしましたので、その報告をいたします。

以上です。

次に、地方自治法第235条第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告がお手元にお配りされており提出されています。朗読を省略します。また、地方自治法第199条第9項の規定により、令和6年度定期監査の結果報告についてが議長に提出されております。内容については、事務局において閲覧できます。

これで、議長諸般の報告を終わります。

日程第4．町長の行政報告を行います。町長。

○ **町長 平良武康** おはようございます。令和6年12月1日から令和7年2月28日までの私の行政報告を行います。主な事項のみについてご説明いたします。

12月5日ですけれども、シークワサー出荷報告会がございました。ウェルネスフーズに出荷されたものだけで450トンの出荷量がございました。その他、JA他の加工工場にも出荷したも

のも合わせると、約600トンほどの収穫量を見ております。本町のフルーツ関係の中で最も生産量が大きい品目でありまして、本町の本当の意味での拠点産地品目になっているというようなことが言えようかと思っております。

12月10日ですけれども、これはびっくりしましたけれども、名護税務署から感謝状を贈呈したいといったようなことで直接見えまして、感謝状の贈呈を頂いております。税の申告をデジタルを使って合理化して対応したことというようなことで、いわゆるDX申請で対前年で4倍に本部町が劇的に増えたというようなことで、行政の事務の省略化につながったというようなことで、特別に表彰状を頂いております。

12月12日ですけれども、水難事故防止協議会、10月22日に本部署ですとか、ダイビング協会ですとか、その他観光協会などを含めて23団体で水難事故防止協議会というのを新たに発足しましたけれども、そこが主催をしまして、水難事故防止の実施訓練をトートーメー石の前で事故防止の実施訓練をしております。

それから12月22日の日曜日ですけれども、浜元区が主催していただきまして、アンマーフチュクルガジュマルの名木認定祝いを区のほうでやっております。区のほうから来てくれというようなことで、私も足を運んで祝福をしております。集落の皆さんがとても喜んでおりました。そして、これから観光拠点としてガジュマルを広めていくというようなことでございます。仲宗根須磨子議員も駆けつけていただいて、とても集落の皆さんは喜んでおりました。ありがとうございました。それから谷茶区におきまして、貝殻を使った風鈴まつりを第1回目ですけれども、集落の皆さんが中心となって実施しております。新たな観光拠点、そして豊作、豊漁祈願のまつりをこしらえてやったというようなことで、集落の活力を感じ取ったところでございます。夜ですけれども、第1回目に当たりますけれども、むとうぶの伝統芸能祭を観光協会を中心として実行委員会の中でこしらえて、それをやっております。400名ほど参加してございましたけれども、新しい観光文化のまちづくりにつながっていくんだろろうと考えております。

12月24日ですけれども、沖縄県教育長の半嶺教育長のほうへ要請行動を展開しております。本部町のいわゆる教育に対する考え方、そして特に本部高校に対する支援ですね。チャレンジ塾ですとか、部活の財政を投入した支援ですとか、あるいは、また地域おこし協力隊を活用いたしました、あおいろ楽舎ですとか、そういった部分の報告をしながら、本部高校に対しまして、小規模校ですけれども、これからも積極的な支援をお願いしますというようなことで要請活動を展開しております。

1月12日ですけれども、今年は本部文化交流センターを出発点といたしまして、サイクリングの出発式がございました。サイクリング協会の主催ですけれども激励をしております。県内外から200名ほどの参加者がありました。

次ページをお願いいたします。1月15日ですけれども、久米島オーシャンジェット株式会社の下地幹郎会長と社長含めて職員数名がお見えになっておりましたけれども、11月をめぐりにして那覇のほうから、かきにし港のほうにジェットfoilを就航させる計画があつて、その手続に入

りましたよというようなことで、町も協力していただけないかというような要請がございました。私のほうとしても、これは観光振興につながるから一緒にやってみようというようなことで対応してございます。早速県の港湾課長にも電話を入れまして、一緒にやってみよう、支援をお願いしますというようなことで、そういう要請がございました。

1月18日ですけれども、桜まつりオープニングセレモニーがあり、そしてその翌日ですけれども、海洋博のエンジョイマラソンの開会式がありました。トリムマラソンから現在はエンジョイマラソンといったようなことで3年目を迎えております。1,000名ほどの参加者ですけれども、本部町の参加者が50名ほどだというようなことで情報を得ております。今後も町民にもっともっとアピールをしながら、健康マラソンは家族の絆づくりでもありますので、アピールして参加者を増やしていければなと思っているところでございます。

1月22日、B&Gの全国サミットに参加いたしております。85歳になりますけれども、笹川会長の特別基調講演などもありました。講演の内容ですけれども、「日本の将来は危ない」といったようなことで、85歳の青年と言ったほうがいいのかと思っております。世界を駆け回っていて、そして世界規模で時代対応をしていかないと、日本は危ないぞというようなことでハッパをかけられております。

1月30日ですけれども、県の文化スポーツ部の諸見里部長が、わざわざ本町に足を運んでいただきまして、宿泊税の調整ですね、情報交換をしております。当初、2月議会で条例提案をする予定でしたけれども、離島のほうから離島の住民については除外していただきたいといったような要請が多数寄せられておりまして、その調整がありまして、6月議会で県は条例提案となっております。県の条例提案がなされた後に、我がほうも条例提案をしたいと思っております。当初、3月議会で条例提案できればと思っておりましたけれども、県がずれ込むことによってうちも条例提案がずれ込んでいるというような実情にございます。

2月1日ですけれども、国際洋蘭博覧会のオープニングセレモニーがあって、そして晩は表彰式・懇親会等もございました。全国の皆さん、東南アジア諸国からも多数200名ほど見えて、洋蘭を中心とした会場での話題が展開しておりました。まちの観光について私のほうからもアピールしております。こういうものを契機して、これからまた洋蘭についてはちょっと強化していきたいと思っております。

次ページの2月5日ですけれども、総合水研究所の待田会長がお見えになっておりまして、シークワサーの残渣を使ってペットフードを作れないものかというようなそういう情報交換、話しを持ってきております。それに向けて、その他またお菓子類も含めて水研究所のほうと連携をしながら、情報も収集しながら残渣の有効活用の方法についての検討をしているところであります。

2月10日、大河プロダクションの川口会長がお見えになっております。テレビ制作会社の会社ですけれども、本部の海が大好きだということで、釣り体験も本部で結構やっているというようなことで、この川口会長のほうから1,000万円の企業版ふるさと納税が我がまちにありました。

企業版ふるさと納税で1,000万円です。

2月12日、沖縄ハム総合株式会社のほうから企業版ふるさと納税200万円の金額ですけれども、企業版ふるさと納税がありました。6年目に差しかかっております。6年連続、沖縄ハム株式会社からふるさと納税を頂いております。

それから2月13日から14日にかけて、日本下水道事業団に足を運びました。東京の本社の理事の皆さん、そして大阪にあります西日本設計センターに足を運びまして要請をしております。概略設計と詳細設計で改新が完了しましたので、そのお礼と、それから今年から工事が始まりますので、ぜひとも地元業者も抱き込んで工事を実施していただきたいというようなことで、その地元業者活用についての要請をしております。

2月26日ですけれども、国土交通省へ足を運んでおります。今帰仁村長と名護市長と私と3市町村の連名でもって、名護東道路の本部までの延伸、これの速度を速めて実施してもらいたいというような要請をしております。以上、行政報告でございました。

○ **議長 松川秀清** これで町長の行政報告を終わります。

日程第5. 町長の施政方針演説を行います。町長。

○ **町長 平良武康** 令和7年度施政方針を申し述べます。

令和7年度 施政方針

はじめに

令和7年第2回本部町議会定例会の開会にあたり、町政運営の基本的な考え方と主要施策について、その概要を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

町政運営の基本的な考え

まず、町政運営の基本的な考え方について申し上げます。

令和7年は、昭和100年という年にあたり、また、第2次世界大戦終結80年目という歴史の流れの節目となります。

これまで我が国は、戦後の復興から高度経済成長、バブル景気とその崩壊、新型コロナウイルスの流行など、様々な局面を経て、そのたびに社会の有り様、人々の価値観は大きく変化してきました。

本町においても、昭和20年の太平洋戦争（沖縄戦）で町全体が壊滅的な打撃を被り、苦難を強いられる時代もありました。

しかし、昭和47年の沖縄本土復帰を経て、昭和50年には、本町が沖縄国際海洋博覧会会場となり国内外から多くの観光客が訪れ活況を呈しました。

これを契機として本町の道路・港湾・公共施設等、社会資本の整備が進められ、現在は本県の観光産業を牽引する県内屈指の観光リゾート地としての地位が確立されております。

これも、先人達の想いと努力の賜であり、私たちはその想い未来に向けてしっかりと引き継ぎ本町の更なる発展に取り組む使命があろうかと考えております。

近年、少子高齢化に伴う地域社会の変貌、自然環境の保全など、様々な社会課題を抱えるなか、10年、50年、そして100年、その先まで見据えたまちづくりを進めていかなければならないものと考えております。

私は、町長就任以来掲げてきた「日本一心豊かな我がまちづくり」のテーマのもと、これまで先人達が築き上げてきた「太陽と海と緑－観光文化のまち本部町」を更に発展させるべく様々な施策に取り組んでまいりました。

この基本理念のもと引き続き令和7年度も町民の生活基盤づくりに基軸を置きながら、町民一人一人に寄り添い、融和と協調のまちを目指し、また、ムトゥブンチュの個性を大事に町民の皆様方が互いに支え合えるまちを実現してまいります。

令和7年度当初予算の概要

次に令和7年度の当初予算の概要について申し上げます。

我が国の経済状況は、物価上昇が賃金上昇を上回るなかではありますが、景気は緩やかな回復基調が続くことが期待されております。

本町の財政状況は、物価高騰や労務単価の上昇に伴い経費が増加傾向にあります。

歳入においては、春季労使交渉の影響が地方等にも波及し、医療・介護など、公的価格に基づく賃金の引き上げが実現する事により住民税の増加が見込まれます。

また、ホテル関係の固定資産税の増加が見込まれ、自主財源が昨年度を上回るが見込まれております。

それらを踏まえ、令和7年度の予算編成におきましては、限られた財源の中ではありますが、積極的かつ適正規模な予算編成を行ったところであります。

令和7年度の一般会計予算は、対前年比17%増の総額98億5千6百万円となっております。

重要な財源である沖縄振興一括交付金や沖縄振興特別事業推進費、産業振興や定住促進を目的とする北部振興策事業に加え、子ども・子育て支援交付金等の補助金を積極的に活用し、ハード、ソフト両面において新規事業及び継続事業を計画・提案してまいります。

行政組織体制

次に、行政組織体制について申し上げます。

社会情勢の変化や町民ニーズの多様化・高度化に伴い、行政サービスへの需要が増加する中、更なる行財政改革が求められております。

令和7年度は行政組織体制において、企業誘致や官民連携によるまちづくりなど重点政策に特化した班や防災や防犯を担当する班を新設するなど行政組織の一部改編等を行ってまいります。

令和7年度重点施策の概要

それでは、令和7年度に取り組む重点施策や事業の概要について申し上げます。

第1に、「地域産業の振興について」申し上げます。

1点目に、「観光の振興」について、申し上げます。

令和6年の沖縄県観光入域者数は、966万人で対前年比で142万人増（約17%増）と過去3番目の実績となり、これまで最多を記録した令和元年に対し、95.1%の水準まで回復しております。

本町の観光入域者数においても395万人となり、対前年比48万人増（約14%増）となっております。

今後も大型クルーズ船の入港やインバウンド関係の増加が見込まれており、引き続き海洋博公園を核に沖縄美ら島財団や沖縄観光コンベンションビューロー、観光協会などの関係機関と連携を強化し誘客に取り組むことで更なる入域者数の増加を目指します。

本町の観光振興につきましては、町全体が観光資源であるとの認識のもと令和5年度より「町まるごとテーマパーク強化事業」を実施し、地域住民や団体が主体的に開催する観光客誘客のためのイベント等の支援を行っております。令和7年度は更に予算を大幅に拡充し、民間活力の積極的な活用を図ってまいります。

また、周年を通して観光客の移動手段を確保し、本町への誘客及び町中周遊を促進するため、「観光誘客周遊バス実証事業」等を拡充・推進してまいります。

更に、魅力ある観光地づくりと持続可能な観光の振興を図る施策を推進するための新たな財源として、法定外目的税（宿泊税）の導入に向けて、沖縄県と足並みを揃え検討を進めてまいります。

2点目に、「商工業の振興」について、申し上げます。

商工業の振興につきましては、特産品開発支援に加え、販路拡大に向けた出口戦略をより強化してまいります。

そのため、「メイドインもとぶ産品成長化推進事業」を引き続き実施致します。

出口戦略の強化にあたっては、特に海洋博公園内での販促活動及び沖縄の産業まつり等各種イベントの支援を強化してまいります。

更に、県外で開催される物産展等への出展に係るビジネスについても商工事業者を積極的に支援、展開してまいります。

物価高騰対策についても、物価高騰の影響を受けた生活者及び事業者を支援するために、引き続き「物価高騰対策町民生活支援事業」を強化いたします。

令和7年度においても商工会や町内小規模事業者等の関係機関、団体と連携し、商工業の振興に努めてまいります。

3点目に、「農林水産業の振興」について、申し上げます。

農林水産業振興については、新規就農者および担い手農家の育成支援などを強化し町産農産物の生産力拡大に努めてまいります。

まず、農産物の生産力強化については、今年も引き続き「地力強化事業」を活用し、町内で生産された堆肥で耕作農家を支援します。

中核的担い手農家の育成にあたっては、新たに「農業機械等資本装備強化事業」を実施し、担い手農家の農業機械等資本装備を支援します。

本町の拠点産地品目であるシークワサー、タンカンの生産拡大を図るため、新たに「もとぶ産シークワサー等生産拡大支援事業」を実施し、新植農家の苗の導入に対する支援を行います。また、柑橘類、パイナップル、アセローラ等については引き続き町内外の加工事業者と連携し、生産からマーケティング展開まで一貫した支援体制を構築してまいります。

花卉類については、輪ギク、小ギクを中心に新規品目であるトルコギキョウについてもＪＡや花卉農協と連携し生産性の向上に努めてまいります。

肉用牛については、令和４年度に導入した優良雌牛からの受精卵採取が可能となりました。希望する和牛生産組合の組合員を対象に受精卵を配布することで、新たな「もとぶブランド牛」の改良促進を実施してまいります。

生産基盤整備については、今年度は「具志堅地区かんがい配水施設整備事業」の実施によりファームボンドの整備に取りかかり、令和８年度の完成に向け事業を促進してまいります。

ハーソー公園の機能強化については、駐車場スペースの拡大や水辺で遊べる環境等を整備し、地域住民の健康づくりや家族連れ、教育民泊などでの積極的な利活用を図ってまいります。

水産業の振興については、本部港渡久地地区に新たに屋根施設を整備し、港内用地の効率的な活用を図るよう支援してまいります。

また、漁業者の経営支援として、船舶の燃料費の補助、モズク養殖網の購入補助を行い漁獲量の増大に繋げてまいります。

第２に、「住民生活の環境整備等について」申し上げます。

１点目に、「生活道路の整備」について、申し上げます。

新規の道路整備および既存道路の維持管理は、本町で生活する町民、ならびに本町を通過する観光客など、すべての人々に、利便性という恩恵をもたらす重要な施策であります。

まず、北部振興事業を活用して整備を進めてきた、町道２つの路線については、さらにその整備を加速してまいります。

ひとつ目の上本部学園線については、引き続き今年度も用地・補償契約に加え、現場工事を推進してまいります。

ふたつ目の満名本線についても、用地・補償契約や、橋梁整備と道路整備の現場工事を平行し推進してまいります。

上本部学園線と満名本線は、ともに令和８年度の完成を予定しております。

また、令和７年度からは、沖縄公共投資交付金の活用による新たな事業を開始します。

本町の新しい町道整備事業として、県道名護本部線の渡久地橋から本部中学校を經由し、本部小学校の東側の門にいたる、延長約950mを『町道 本部中学校線』として、その整備に取りか

かります。

更に崎本部地内の国道449号から町道健堅石嘉波線を結ぶ延長550mを『町道 崎本部石川線』として調査測量設計に着手してまいります。

これまでの沖縄振興公共投資交付金で整備してきた町道と同じく、地元住民及び観光客の安全・安心な道路になるよう整備し、地域の振興につなげてまいります。

橋梁の管理については、定期的に点検を実施し、長寿命化計画を更新していきながら、適宜改修をしてまいります。

2点目に、「都市計画」について、申し上げます。

現在改定に着手している本部町都市計画マスタープラン及び一部地域への用途地域の指定を令和8年度末までに完了する予定であります。

これにより都市の目標や、土地利用、都市施設など分野別のまちづくりの方針、さらには地域別のまちづくりの方向性を定めてまいります。本計画を都市計画に関する指針としながら、より住みやすく、活力あるまちづくりに向けて、各種施策や事業を展開してまいります。

3点目に、「港湾整備」について、申し上げます。

本部港は、本県北部地域の人流と物流の拠点として重要な港湾として位置づけられております。

那覇との定期航路ならびに鹿児島、東京・大阪の定期航路により、現在では北部地域を中心に沖縄県全域の人流と物流を扱っております。今後とも本部港が担う役割が大きくなっていくものと期待しております。

また大型クルーズ船の受け入れが再開されていることから、引き続き沖縄県と連携し、クルーズ船の受入れ体制整備や港湾管理の強化に努めてまいります。

4点目に、「町道など生活道路の補修等」について、申し上げます。

現在、町単独事業として、「もとぶ環境美化事業」を実施し、各行政区による環境美化の取り組みを支援しています。引き続き地域住民が道路の維持管理に参画する仕組みを作りあげてまいります。

更に住民生活道路の補修として令和7年度は大浜海岸線の腐食グレーチングの取換えや町道謝花嘉津宇緑の傷んだ舗装の一部打換え工事を実施してまいります。

また、一括交付金を活用した、「もとぶ観光地クリーンアップ事業」により、令和6年度は、町道及び農道20路線の美化作業を実施してまいりました。

令和7年度も同事業を実施し、道路の維持管理・美化を強化してまいります。

5点目に、「地域防災力の向上」について、申し上げます。

令和6年は1月の能登半島地震、4月の津波警報、そして11月の北部豪雨など、幸い本町に大きな被害はなかったものの、災害の恐ろしさを改めて認識する機会となりました。この「いつ起こるかかわからない災害」に対し、町民の生命と財産を守るため、各行政区における自主防災組織の発足も促し、行政と住民の両方で安心・安全な町づくりを目指してまいります。

また、本部町観光危機管理計画を策定し、地震や津波などの災害時における観光客の避難支援

や帰宅支援など、観光客の安心・安全な環境づくりに努めてまいります。

第3に、「町民の福祉・保健・衛生について」申し上げます。

1点目に、「福祉の充実」について、申し上げます。

令和6年度に設置しました「こども家庭センター」におきましては、母子保健機能及び児童福祉機能を一体的に強化・運営してまいります。妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援などを、引き続き令和7年度におきましても取り組んでまいります。

母子保健につきましては、親子健康手帳（母子手帳）及び乳幼児健診・予防接種などのデジタル化を推進しており、令和7年度も引き続き、母子保健サービスの更なる利便性向上に努めてまいります。

不妊不育症治療費につきましては、治療費助成金の対象を拡大し、更に予算も増額するなど引き続き支援を図ってまいります。

児童福祉につきましては、本部町こども医療費助成金支給における事業において、令和7年度より支給対象年齢を満15歳から満18歳まで対象年齢の拡大をはかり、福祉の増進を拡充してまいります。そのことにより、子育て世帯の生活の安定、昨今の物価高騰における家計の負担軽減につなげてまいります。

また、令和7年度におきましても、子どもを産み育てやすい環境整備のために、町内外から多くの賛同と寄附を頂いている「子ども・子育てゆいまーる基金」を活用し、引き続き事業展開を強化してまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢者の健康増進及び介護事業による「保険事業と介護予防の一体的な実施」や「地域健康教室」を更に推進致します。

また、重度な介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できるように「地域包括ケアシステム」の更なる強化を推進してまいります。

ボランティアの創出、生活支援サポーターの養成を積極的に行い、高齢者が住み慣れた地域の中で活躍し、支えあえる仕組みを確立していきます。

障がい福祉については、障がい者の重度化や高齢化を見据え、障がい者の地域生活をさらに推進するため相談支援や緊急時の受け入れ体制を備えた「地域生活支援拠点」等の機能充実を図ります。

生活困窮者への支援については、引き続き低所得者福祉支援事業等により地域や社会福祉協議会等の関係機関と連携を図り支援してまいります。

2点目に、「保健・衛生」について、申し上げます。

健康で安心して暮らせる地域社会を実現するためには、町民一人ひとりが健康であることが不可欠です。そのためには予防医療の推進に力を入れ、定期的な健康診断やワクチン接種の普及を図ってまいります。

また、予防接種については、令和7年度より新たに定期接種対象とした带状疱疹ワクチン接種

により高齢者が罹患するリスク低減に努めてまいります。

国民健康保険事業では、紙で発行していた健康保険証の廃止により、マイナンバーカードと健康保険証が一体化した「マイナ保険証」を基本とする仕組みへと移行いたしました。今後も「マイナ保険証」への円滑な移行に向けて被保険者に混乱が生じないように継続的に取り組んでまいります。

環境衛生につきましては、環境美化センターのごみ焼却施設の改修が完了いたしました。今後も宿泊施設の増加、ジャングリアの開業等により発生する廃棄物は増加することが見込まれており、引き続き計画的な処理ができるよう関係機関と密に連携を図ってまいります。

ハブ対策につきましては、生息域が拡大傾向にあると推測されます。引き続き捕獲器を増設し、咬傷被害を未然に防止できるよう取り組みを強化してまいります。

また令和5年度から実施している一括交付金を活用した低炭素なまちづくり推進事業を引き続き実施してまいります。省エネルギー化と低炭素社会への転換に向けて、公衆用道路や公共施設等の照明機器をLED照明に切替え、環境に配慮したまちづくりを目指します。

第4に、「上下水道事業について」申し上げます。

水道事業につきましては、令和7年度も施設の維持管理及び水質管理を重点におき、町民への水の安定供給に努めてまいります。

昨年度に続き「並里浄水場」と「笹川浄水場」の機能を統合した「新浄水場」の整備を推進してまいります。

令和7年度においては、ろ過池杭基礎工等を施工してまいります。

また、老朽管対策として令和6年度から実施している谷茶、渡久地線水道管布設替え工事を継続してまいります。

経営面においては、物価高騰及び県企業局の段階的な料金改定など、今後も厳しい経営状況が続くことが考えられます。

下水道事業につきましては、日本下水道事業団と共に策定した基本設計・詳細設計業務を踏まえ、令和7年度には本部町浄化センターの全面改修工事に着工する予定となっております。同時に、老朽化が著しく進んでいる施設の安全性の確保に細心の注意を図りながら各施設の維持管理を続けてまいります。

経営面では公営企業会計の適用による経営状況や資産等の分析を踏まえ、健全な経営を目指してまいります。

上水道事業、下水道事業共に、令和7年度においても、物価高騰など厳しい経営になることと予想されますが、改築更新計画の実施と、効率的で安定した運営を目指してまいります。

第5に、「幼稚園教育・学校教育・社会教育について」申し上げます。

少子高齢化は全国的な課題として取り上げられ、本町では地域全体で子を産み育てる環境整備に力点を置いて取り組んでおります。

本町の教育目標として～『武本部』の精神で、未来を担い 明日を切り拓く人づくり～ を念

頭に多角的に教育の在り方について施策展開してまいります。

また、教育の魅力化に向けて地域おこし協力隊等を活用し、鋭意取り組んでまいります。

1点目に、「幼稚園教育」について、申し上げます。

就学前の段階的発育において幼稚園の位置付けは高く、本部幼稚園に専任園長を配置し、全幼稚園との連携強化にあたっております。

また、小学校との合同研修会等を実施し、教育体制の強化に取り組んでまいります。

預かり保育についても、保護者のニーズに対応するため、本年度より土曜日の対応を実施いたします。

2点目に、「学校教育」について、申し上げます。

教育現場におけるICTの活用は、必要不可欠な要素となっており、本町でも第2期GIGAスクールに向けて取り組んでまいります。ICT教育においても伊豆味小中学校を研究指定校として、推進を図ってまいります。

また、多様な児童生徒に対応するため、「個別最適な学びの確保」及び「協働的な学び」の一体的な充実を図ってまいります。

学校給食は、食を通して食べ物に関する知識や生活習慣、健康な体づくり、町産品の周知等重要な役割を果たしております。給食費無償化による保護者の経済的な負担の軽減を引き続きふるさと納税を活用し取り組んでおります。

本部高校につきましては、後援会と連携を図りながら、チャレンジ塾や部活動等の支援を強化します。

また、高校魅力化のコーディネーターを配置し、生徒が充実した学生生活を送れるよう支援してまいります。

3点目に、「社会教育」について、申し上げます。

社会教育につきましては、町内の豊かな自然環境を活かした体験活動を企画してまいります。

また、夏休みの地域学習教室や子ども会活動等、公民館と連携したコミュニティ活動の推進に力を入れてまいります。

さらに町民の交流の場として文化交流センターの積極的な活用や博物館を活用した自然・歴史・文化等の魅力発信、企画展の開催を実施してまいります。

文化活動としては、本部町文化協会と連携した取り組みを行ってまいります。

スポーツの振興につきましては、町運動公園や町民体育館を拠点としたスポーツを通じた健康増進や体力向上等に体育協会と連携し、努めてまいります。

第6に、「行政DX化の推進及び財源の確保について」申し上げます。

デジタル技術を活用した行政のDX及び地域のDX推進は、住民生活の様々な場面で、デジタル技術を活用することが一般的となった現状において、その取り組みを着実に強化しなければならないと考えております。

令和5年度より「本部町DX推進計画」がスタートしており、行政サービスの向上および行政

事務の効率化を図るべく、本町のDX推進を加速してまいります。

その一つとして、住民情報を取り扱う自治体情報システムを国が基準を定めた標準準拠システムへの移行作業を行ってまいります。

令和5年2月からは転出・転入手続きや子育て・介護手続きがオンライン申請可能となっており、引き続きオンライン申請可能な行政手続きを拡充してまいります。

令和7年度においてもデジタル技術の活用による窓口申請手続きの効率化や、マイナンバーカードを活用してコンビニ等で住民票等の証明書が取得できるコンビニ交付を推進してまいります。

財源の確保につきましては、町税をはじめとする自主財源の確保・拡充に取り組んでまいります。

税収は地域社会の基盤を支える重要な財源であるため、新規建築や起業等を踏まえ、設備投資や入域客数の増加等に伴う増収に向け、取り組んでまいります。

適正で公正な課税、正確な収納管理に努めるとともに、細やかな相談対応や法に基づく滞納処分等を行い、収納率の維持・向上に努めてまいります。

また、共通納税やコンビニ納付、口座振替等引き続き多様な納付方法により納税者の利便性向上を図ります。

その他、個人版ふるさと納税の更なる強化と企業版ふるさと納税も積極的にPRし、多方面に応援寄附の協力をはたらきかけ、魅力ある町づくりに有効活用を図ってまいります。

おわりに

以上、令和7年度の町政運営にあたり、主要施策の概要につきまして、重点事業と新規事業を中心に、その一端を申し述べました。

施策の推進にあたりましては、全職員連携のもと、総力を上げて施策を遂行してまいります。

最後に、令和7年度においても、町民本位の行政運営を基本とし、常に親切丁寧な対応に徹し、質の高い行政サービスの提供に努めてまいります。私の目指す「日本一心豊かな我がまちづくり」を実現すべく、全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます、令和7年度の施政方針といたします。

令和7年3月6日

本部町長 平良 武康

ありがとうございました。

○ 議長 松川秀清 町長の施政方針演説を終わります。

休憩します。

休憩（午前10時54分）

再開します。

再開（午前11時10分）

日程第6．報告第2号 令和7年度沖縄県町村土地開発公社事業計画についてを議題とします。
本案について提出者の報告を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 令和7年第2回本部町議会定例会におきまして、1件の報告と5件の諮問、15件の議案を提出してございます。その内訳は、沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告が1件、人権擁護委員候補者の推薦に関する諮問が5件、条例の制定及び一部改正議案が3件、指定管理者の指定に関する議案が2件、令和6年度補正予算関係議案が4件、令和7年度当初予算関係議案が5件、町道の路線認定に関する議案が1件となっております。

説明に当たりましては、副町長、教育長、担当統括監及び担当課長が行いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ **議長 松川秀清** 企画商工観光課長。

○ **企画商工観光課長 喜納政国** それでは報告第2号についてご説明いたします。

報告第2号 令和7年度沖縄県町村土地開発公社事業計画について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和7年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書を別紙のとおり提出する。
令和7年3月6日提出、本部町長 平良武康。

配付してあります令和7年度事業計画をご覧ください。ページをめくりまして4ページから7ページが本年度の事業計画用途別明細表となっております。

6ページ、7ページをお開きください。上の段の項目の本年度取得造成（B）、ページをまたいでいる部分が本年度の計画となっております。下から3段目が本年度の合計で、取得面積が1万3,182平方メートル、金額として6億731万5,000円となっております。なお本部町の事業といたしまして、昭和53年度以降、土地開発公社の利用はございません。以上で報告を終わります。

○ **議長 松川秀清** これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号 令和7年度沖縄県町村土地開発公社事業計画についての報告を終わります。

お諮りします。日程第7．諮問第1号から日程第11．諮問第5号の人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題としたいと思います。

これについてご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第7．諮問第1号から日程第11．諮問第5号を一括議題とすることに決定しました。

本案について提出者の報告を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。記、住所、沖縄県国頭郡本部町字瀬底。氏名、内間清彦。生年月日、昭和27年。任期、令

和7年7月1日から令和10年6月30日。令和7年3月6日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、任期満了に伴い、新たに当該委員の候補者を推薦したい。これが、本案を提出する理由である。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。記、住所、沖縄県国頭郡本部町字古島。氏名、與儀直美。生年月日、昭和55年。任期、令和7年7月1日から令和10年6月30日。令和7年3月6日提出、本部町長 平良武康。

提案理由は一緒でございます。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。記、住所、沖縄県国頭郡本部町字谷茶。氏名、山城幸恵。生年月日、昭和38年。任期、令和7年7月1日から令和10年6月30日。令和7年3月6日提出、本部町長 平良武康。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。記、住所、沖縄県国頭郡本部町字山里。氏名、上村直子。生年月日、昭和53年。任期、令和7年7月1日から令和10年6月30日。令和7年3月6日提出、本部町長 平良武康。

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。記、住所、沖縄県国頭郡本部町字崎本部。氏名、大城使命。生年月日、昭和60年。任期、令和7年7月1日から令和10年6月30日。令和7年3月6日提出、本部町長 平良武康。

以上でございます。

○ 議長 松川秀清 これから一括質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、採決を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。

諮問第1号について、適任である旨、答申することを可決されました。

諮問第1号について、討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本案は適任である旨、答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。諮問第1号について、適任である旨、答申することは可決されました。

諮問第2号について討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。本案は適任である旨、答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。諮問第2号について、適任である旨、答申することは可決されました。

諮問第3号について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから諮問第3号を採決します。

お諮りします。本案は適任である旨、答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。諮問第3号について、適任である旨、答申することは可決されました。

諮問第4号について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから諮問第4号を採決します。

お諮りします。本案は適任である旨、答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。諮問第4号について、適任である旨、答申することは可決されました。

諮問第5号について討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから諮問第5号を採決します。

お諮りします。本案は適任である旨、答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。諮問第5号について、適任である旨、答申することは可決されました。

日程第12. 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 宮城 建 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和7年3月6日提出、本部町長平良武康。

提案理由、令和6年の沖縄県人事委員会勧告に基づき、職員の給与に関する条例の一部を改正したため。

次のページからが条例、それから新旧対照表と続きますが、説明に当たりましては、20ページ、21ページで説明いたします。

20ページをお願いいたします。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。大きな数字1、2、3とございますが、大きな1として、令和6年度沖縄県人事委員会勧告の概要であります。大きな2としては、本部町における給与改正の内容でございます。大きな3として、条例改正後の影響額についてでございます。

それでは大きな1として、説明します。令和6年沖縄県人事委員会勧告の概要ですが、要点として3点ございます。(1)給与制度のアップデートとして給料表を改定する。令和7年4月1日からのものであります。行政職給料表3級から7級を対象に、初号近辺の号給をカットして初号の額の引上げを図ります。詳細に関しましては、議案第3号参考資料2のほうで説明となりますが、後ほど説明させていただきます。(2)扶養手当の改定。令和7年度から8年度にかけて段階的に実施するものであります。扶養手当、配偶者が現行のほうで6,500円であります。令和7年度3,000円、令和8年度に廃止という形になります。子1人当たりの現行であります、現行で1万円、令和7年度で1万1,500円、令和8年度で1万3,000円。配偶者に係る手当を廃止して、子に係る手当を引き上げる内容となっております。(3)定年前再任用短時間勤務職員の住居手当の改定。令和7年4月1日からとなります。住居手当を定年前再任用短時間勤務職員にも支給する内容となっております。以上が沖縄県の概要であります。

それを受けまして大きな2として、本町における給与改正の内容でございます。(1)給料表の改正。勧告に基づき、令和7年4月1日から給料表を改める。(2)扶養手当の改正。勧告のとおり、令和7年から8年度にかけて段階的に実施する。(3)定年前再任用短時間勤務職員の住居手当の改正。勧告のとおり、令和7年4月1日から実施する内容でございます。

大きな3として、条例改正後の影響額でございます。(1)給料表の改正による影響額。現時点で今回の条例改正に伴って給料額が変更となる者はありません。影響額はゼロであります。

(2)扶養手当の改正による令和7年度の影響額。147人の職員中73人が支給対象であります。計として年229万2,000円の増額となります。括弧の中で増えるのが65名、減るのが8名、平均では対象者1人当たり3万1,397円の増額となっております。(3)定年前再任用短時間勤務職員の住居手当の改正による影響額であります、現時点で今回の条例改正に伴う対象者となる方はありません。影響額もございません。

次のページでございます。先ほど説明いたしました給料表のアップデートでございます。表の中の3級から7級、灰色の部分を削除して初号の額を引き上げる改正となっておりますが、現時点、本部町職員において灰色部分に当たる職員がいないため、今回の改正に伴う影響額はないものとなっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第13. 議案第4号 本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 宮城 建** 議案第4号 本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和7年3月6日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、令和6年の沖縄県人事委員会勧告に基づき、本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいため。

次のページから条例、新旧対照表となっておりますが、説明に当たりましては最後のページ、16ページで説明いたします。

16ページをお願いいたします。本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。改正内容といたしましては、先ほどの議案第3号で説明しました給与制度のアップデートに関する部分であります。大きな1として、令和6年沖縄県人事委員会勧告の概要でございます。(1)給与制度のアップデートとして給料表を改定する。令和7年4月1日からでございます。行政職給料表3級から7級を対象に、初号近辺の号給をカットして初号の額を引き上げることとなっております。

大きな2、本町における給与改正の内容でございます。(1)給料表の改正。勧告に基づき、令和7年4月1日から給料表を改める。

大きな3、条例改正後の影響額。(1)給料表の改正による影響額。今回の条例改正に伴い給料額が変更となる者はありません。影響額はございません。

参考資料につきましては、先ほどの議案第3号参考資料と同じものとなっておりますので、後ほどご確認ください。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第14. 議案第5号 本部町具志堅地区田園空間施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○ **農林水産課長 平安山良信** それでは議案第5号についてご説明いたします。

議案第5号 本部町具志堅地区田園空間施設の指定管理者の指定について。本部町具志堅地区田園空間施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。令和7年3月6日提出、本部町長 平良武康。

記、指定管理者を下記のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び場所、名称、本部町具志堅地区田園空間施設。場所、本部町字具志堅1334番地。指定管理者、名称、もとぶバイオマ

ス事業協同組合。所在、本部町字並里1136番地。指定期間、令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。

提案理由、本部町具志堅地区田園空間施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、指定管理者を指定する必要がある。これがこの議案を提出する理由であります。

今回の議案につきましては、具志堅地区田園空間施設の指定管理が令和7年3月31日に終了することに伴い、指定管理の期間を新たに3年間指定する内容となっております。現在、当該施設につきましては、令和4年度から内閣府の沖縄振興特定事業推進費を活用し、施設の利活用を図るため、指定管理者と連携し取り組んでいるところであります。次年度以降の3年間におきましても、地域の実情やこれまでの指定管理の経験がある現指定管理者と連携することで、沖縄特定事業推進費の事業効果が相当程度期待できると考えております。

議案の次のページをご覧ください。指定管理者であります、もとぶバイオマス事業協同組合の当該施設に係る決算資料となっております。直近の令和5年度の決算についてご説明いたします。初めに収入として、町から委託料として1,500万円支払っております。その内訳は、施設の管理委託料が1,000万円、防犯灯、防犯カメラの設置にかかるものが500万円となっております。その他に136万4,882円の収入がありますが、その内容につきましては、キャンプの利用料、貸農園に関するものとなっております。

次に主な経費につきましては、従業員給与として420万円、修繕費として529万5,000円、これは防犯灯、防犯カメラの整備に伴うものであります。水道光熱費で433万9,583円、草刈り業務の委託料として451万9,500円となっております。売上げから経費を差し引きますと、345万4,742円の赤字となっております。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第15. 議案第6号 本部町製氷荷捌き施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○ **農林水産課長 平安山良信** 議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号 本部町製氷荷捌き施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町製氷荷捌き施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和7年3月6日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、本部港（渡久地地区）の漁具倉庫施設の供用開始に伴い、既設の本部町製氷荷捌き施設と合わせ本部港（渡久地地区）水産施設としたいため、本部町製氷荷捌き施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

議案の説明につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、2枚おめくりください。今回の議案につきましては、今年度、沖縄北部連携促進特別振興事業、いわゆる北振事業で整備して

いる漁具倉庫施設が今月完成し、来月から供用が開始になることに伴うものであります。現在、渡久地港にある本部町製氷荷捌き施設と漁具倉庫施設を合わせて効率的に管理するために、現在の条例の名称である、本部町製氷荷捌き施設を本部港（渡久地地区）水産施設に変更し、漁具倉庫施設を本部港（渡久地地区）水産施設に追加する内容となっております。新旧対照表の左側、改正案をご覧ください。条例の題名と表、位置の本部町製氷荷捌き施設という名称が、本部港（渡久地地区）水産施設に変更となります。また第3条の施設の名称及び位置が記載されているような表に変更となります。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第16. 議案第7号 本部港（渡久地地区）水産施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○ **農林水産課長 平安山良信** 議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号 本部港（渡久地地区）水産施設の指定管理者の指定について。本部港（渡久地地区）水産施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により次のとおり議会の議決を求める。

記、指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び場所、名称、本部町製氷荷捌き施設。場所、本部町字渡久地792番地51。名称、漁具倉庫施設。場所、本部町字渡久地792番地51。指定管理者、所在地、本部町字谷茶28番地。名称、本部漁業協同組合。指定期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日。令和7年3月6日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、本部港（渡久地地区）水産施設の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者を指定し管理を行わせる必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

次のページ、決算書をご覧ください。今回の議案につきましては、先ほど議案第6号で一部改正した本部港（渡久地地区）水産施設の指定管理に関するものとなっております。本部町製氷荷捌き施設と漁具倉庫施設を合わせた本部港（渡久地地区）水産施設の指定管理期間を新たに5年間指定する内容となっております。現在、本部町製氷荷捌き施設につきましては、令和5年度から令和9年度までの5年間、本部漁業協同組合に指定管理させることとなっております。令和7年度以降の5年間においても、地域の実情やこれまでの指定管理の経験がある本部漁業協同組合と連携することで、事業効果が相当程度期待できるものと考えております。

直近の令和5年度の決算についてご説明いたします。初めに収入といたしまして、氷の売上げなど2,476万2,144円の収入があります。また経費といたしまして、人件費や水道光熱費など2,435万6,042円の支出があり、40万6,102円の利益が出ております。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第17. 議案第8号 令和6年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 宮城 建 議案第8号 令和6年度本部町一般会計補正予算について。令和6年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和7年3月6日提出、本部町長 平良武康。

ページをめくりまして、次の次のページをお願いいたします。令和6年度本部町一般会計補正予算（第8号）であります。令和6年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ1億6,052万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ95億4,160万5,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（繰越明許費）第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。（債務負担行為の補正）第3条、債務負担行為の追加及び廃止は、「第3表債務負担行為補正」による。（地方債の補正）第4条、地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

ページをめくりまして、2枚おめくりをお願いします。3ページでございます。第2表繰越明許費でございます。令和6年度から令和7年度へ繰り越す事業が18事業ございますので、1件ずつ説明をいたします。一番上です。崎本部地区急傾斜地対策事業960万7,000円、繰越し理由といたしまして、のり面の施工工法につきまして、崎本部行政区との協議に時間を要したためでございます。完了予定年度は令和7年5月末日となっております。次に家屋図作成業務委託でございます。418万7,000円。スケジュール調整などの業務調整に時間を要し、当初予定しておりました期間内で業務を完了することができなかつたためでございます。完了予定は令和7年6月末となっております。次に本部町出産・子育て応援給付金200万円でございます。令和7年1月に国の通知があり、健康管理システム改修費用を令和6年度に予算を確保し、改修作業につきましては、令和7年度以降となるためでございます。完了予定は令和7年9月末を予定しております。次に田空ハーソー公園機能強化事業4,061万9,000円でございます。ハーソー公園コア施設改修内容の変更に伴い、設計修正等に不測の時間を要し、工事の発注が遅れたためでございます。完了予定は令和7年5月末を予定しております。次にシークワサー商品開発補助金1,000万円でございます。予定しているシークワサー選別機の導入に時間を要したためでございます。完了予定は令和7年8月末を予定しております。次に農業基盤整備促進事業（具志堅地区）でございます。6,670万4,000円。畑地かんがい用管路施工箇所及び工事進入路の施工に伴い、沖縄県との変更協議に不測の日数を要したためでございます。完了予定は令和7年9月末を予定しております。次に産業支援センター施設修繕費267万3,000円でございます。修繕方法及び資材の発注に時間を要しているためであります。完了予定は令和7年4月末を予定しております。次に瀬底島一周線用地購入事業であります。172万5,000円。地権者との用地交渉に時間を要したためでございます。完了予定は令和7年6月末を予定しております。次に町道上本部学園線整備事業であります。1億1,224万7,000円。建物移転補償において移転先の建築に不測の日数を要していることと、土地

売買契約の相続手続に不測の日数を要したためでございます。完了予定は令和7年9月末を予定しております。次に町道満名本線整備事業1億2,275万7,000円。農業用水切り回し工事に遅れが生じ、満名橋撤去工事の発注に遅れが生じたことであります。また土地売買契約での相続手続に不測の日数を要したためであります。完了予定は令和7年9月末となっております。次に町道屋比久原線道路概略設計業務177万1,000円、計画ルートを選定に時間を要したためであります。完了予定は令和7年5月末であります。次に道路メンテナンス事業2,960万8,000円、関係機関との協議に時間を要していることと、修繕工法や施工計画の決定に時間を要したためであります。完了予定は令和7年8月末を予定しております。次に防災施設機能強化事業（本部小学校）であります。2,377万1,000円。橋梁の架け替え位置及び橋梁構造の決定に時間を要したためであります。次に本部高校後援会補助金300万円であります。eスポーツ部立ち上げ支援に関し、容量確保に必要な回線、開設に不測の時間を要したためであります。完了予定は令和7年9月末を予定しております。次にエアコン取替工事費838万7,000円、エアコンの調達に予定していた日数よりも時間を要したためでございます。次に農林水産施設災害復旧費（6月豪雨）でございます。1,217万7,000円、その下のクカルビ農道災害復旧事業（6月豪雨）9,522万4,000円、その下の伊豆味幹線農道災害復旧事業（6月豪雨）でございます。2,385万7,000円。繰越し理由として、災害復旧工事を急ぐため、交付決定前工事着手により着手しておりますが、年度内で十分な工事期間が確保できないためであります。完了予定年月日は令和7年7月末を予定しております。次に旧崎本部小学校屋内運動場屋根改修事業であります。1,166万8,000円。指名競争入札の不落に伴う繰越しとなっております。完了予定は令和7年7月末となっております。繰越し明許費の説明は以上でございます。

次のページ、債務負担行為補正であります。1. 追加、町道路面空洞調査事業、期間が令和6年度から7年度でございます。473万円。町道の路面空洞化を調査する事業で、これまで陥没をした箇所のある周辺路線や交通量の多い道路についての調査業務であります。2. 廃止であります。本部町男女共同参画基本計画策定業務、令和6年度から令和7年度。298万1,000円。それから本部町国土強靱化地域計画策定業務、令和6年度から令和7年度。559万1,000円でございます。廃止につきましてではありますが、優先すべき事業を精査した結果、本部町男女共同参画計画につきましては、令和8年度以降。本部町国土強靱化地域計画策定業務については、令和7年度に債務負担行為を起していく予定であります。

それでは2枚めくりまして1ページをお願いいたします。一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。こちらで今回の補正の主な内容を抜粋して説明いたします。また次のページからの節の中で各事業ごとの増減額が掲載されておりますので、後ほどご確認ください。

それでは上の表、総括、歳入であります。5款株式等譲渡所得割交付金、補正額308万9,000円。その下の6款法人事業税交付金、補正額352万9,000円。その下の7款地方消費税交付金、補正額3,824万6,000円。その下の8款ゴルフ場利用税交付金、補正額マイナス88万2,000円についてであります。沖縄県の交付決定通知に伴う増減額となっております。次に12款地方交付税、補正

額3,335万7,000円は、普通交付税の増額分となっております。次に16款国庫支出金、補正額マイナス1億941万6,000円は、主に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の実績に伴うものとなっております。17款県支出金、補正額マイナス1億1,296万9,000円は、主にクカルビ農道、それから伊豆味幹線農道の災害復旧補助金で、沖縄県からの交付決定が次年度になったものであります。

次に下の表の歳出でございます。2款総務費、補正額マイナス1,677万9,000円についてでございますが、大きな額としては、低炭素なまちづくり推進事業での工事請負費1,200万円余りの減、それからデジタル推進費での委託料マイナス1,700万円余りの減、それと基金費として積立金、減債基金への積立て、子ども・子育てゆいまーる基金への積立てとして2,700万円を計上しているものでございます。次に3款、補正額マイナス1億3,683万2,000円でございます。大きな額として、低所得者支援及び定額減税給付金事業でのマイナス1億3,786万円が減の主な要因となっております。次に4款衛生費、補正額1,150万9,000円の増でございます。大きな要因といたしまして、新型コロナ接種対策に係る負担金・補助金で、事業確定に伴う償還金となっております。次に8款土木費、補正額マイナス1,648万円でございます。公共下水道特別会計の繰出金の減額分となっております。今回の補正予算の詳細に関しましては、次ページ以降の事項別明細書の節ごとの説明、それから本日お配りしておりますA3縦の議案第8号参考資料で3月補正の主要事業一覧を掲載してありますので、参考にしていただければと思います。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第18. 議案第9号 令和6年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 大濱兼愛** 議案第9号 令和6年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について。令和6年度本部町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和7年3月6日提出、本部町長 平良武康。

1ページをおめくりください。令和6年度本部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。令和6年度本部町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,015万2,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開きください。1ページ目になります。今回補正額、10款の繰入金129万1,000円、こちらにつきましては、一般会計を通して国保得会に繰り出しされる金額の確定に伴うものでございます。その金額につきましては、歳出予算のほうは計上は済んでおりますので、予備費のほうで歳出のほうで計上して調整を行っております。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第19. 議案第10号 令和6年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 大濱兼愛** 議案第10号 令和6年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について。令和6年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和7年3月6日提出、本部町長 平良武康。

1 ページをお開きください。令和6年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。令和6年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,711万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,235万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

1枚めくって1ページ目をお開きください。今回、歳入1款後期高齢者医療保険料、補正額841万8,000円、こちらは調定の実績見込みによる増額でございます。6款繰入金、補正額870万円につきましては、一般会計から通して交付される県負担金の確定に伴う増でございます。

歳出2款後期高齢者医療広域連合納付金、歳入で計上しました金額について後期高齢者広域連合へ支払う負担金1,711万8,000円を計上しております。説明は以上です。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第20. 議案第11号 令和6年度本部町下水道事業会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 知念 毅** 議案第11号 令和6年度本部町下水道事業会計補正予算について。令和6年度本部町下水道事業会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和7年3月6日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお開き願います。令和6年度本部町下水道事業会計補正予算（第5号）。（総則）第1条、令和6年度本部町下水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。（収益的収入及び支出）第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款、下水道事業収益、補正予算額マイナス4,171万円。下のほうに下りまして支出、第1款、下水道事業費用、補正予算額マイナス4,250万円。

次のページをお開き願います。（資本的収入及び支出）第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款、資本的収入、補正予算額マイナス2,400万円。下の欄に移ります。支出、第1款、資本的支出、マイナス2,400万円。

次のページをお願いいたします。（企業債）第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次

のとおり補正する。補正前、起債の目的、下水道事業、限度額7,150万円。補正後、限度額6,180万円。（他会計からの補助金）第5条、予算第9条中「1億8,904万3,000円」を「1億7,277万3,000円」に改める。

補正の主な理由でございますが、6ページの収入、8ページの支出で記載されています補助事業で行っています委託料の執行残、入札残がございました。これにかかる金額を今年度から減額しまして、新たに新年度に計上するために減額補正を行っております。以上、議案第11号の説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

休憩します。

休 憩（午後0時04分）

再開します。

再 開（午後1時30分）

日程第21. 議案第12号 令和7年度本部町一般会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 宮城 建 緑の冊子の準備をお願いいたします。本部町一般会計予算書でございます。

表紙をめくりまして、議案第12号 令和7年度本部町一般会計予算について。令和7年度本部町一般会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和7年3月6日提出、本部町長平良武康。

次のページをお願いいたします。令和7年度本部町一般会計予算。令和7年度本部町一般会計予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ98億5,691万8,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。（債務負担行為）第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。（地方債）第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。（一時借入金）第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15億円と定める。（歳出予算の流用）第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

6枚ほどページをおめくりをお願いいたします。薄い水色のページ、総括が出てまいります。その後ろの2ページ、3ページをお願いいたします。歳出でございます。この歳出のほうで概要を説明いたします。2ページの一番下に合計額がありますが、令和7年度の一般会計の予算の総額は、歳入歳出それぞれ98億5,691万8,000円。前年度と比較しまして、14億4,394万円の増額の予算となっているところでございます。同じページの説明になりますが、増額の予算の主な要因と

いたしまして、3款の民生費、約5億2,100万円の増額がございます。これは主な事業として、低所得者支援等給付金事業で約1億6,100万円、それから妊婦のための支援給付金事業として、約1,300万円、渡久地保育所環境改善事業として、約1,300万円等の新規事業がございます。

次に6款の農林水産業費であります。約3億7,300万円の増額がございます。こちらは、本部港（渡久地地区）水産整備事業で約3億1,000万円、これは本部港（渡久地地区）に屋根施設整備を行う事業であります。

次に10款教育費2億1,500万円の増額でございます。こちらは、本部町魅力化人材育成事業、地域おこし協力隊の活動費用として約9,500万円、それから本部町内学校のICT機能強化事業として、上本部学園体育館のネットワーク整備と電子黒板の整備に約2,000万円、それから幼稚園預かり保育事業として、令和7年度より土曜日の預かり保育を開始する事業として、約3,400万円が計上されております。また、そのほかの令和7年度の主要事業につきましては、本日A3縦の議案第12号を参考資料として、令和7年度主要新規事業一覧がございますので、こちらを参考にいただければと思っております。

続きまして歳入の説明でございますが、1ページ戻りまして、歳入歳出予算事項別明細書1ページをお願いいたします。1番下に合計額がございますが、歳入につきましても歳出と同様、比較ではございますが14億4,394万円の増額予算となっているところでございます。増額の主な要因でございますが、16款の国庫支出金で約7億9,000万円の増額、17款の県支出金で約7,500万円の増額、23款の町債で1億6,800万円の増額、これは歳出でも説明しました、低所得者支援等給付金事業や、ハード事業での新規または継続事業によるものと、事業に充てる起債の増額によるものでございます。また19款の寄附金1億3,400万円の増額につきましては、令和7年度でのふるさと納税、それから子ども・子育てゆいまー基金への寄附額を3億5,000万円程度見込んだ増額分となっております。繰り返しになりますが、令和7年度の主要事業につきましては、本日お配りしております令和7年度主要新規事業等一覧、それから白い冊子で令和7年度一般会計予算案の説明資料も参照していただければと思います。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第22. 議案第13号 令和7年度本部町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 大濱兼愛** 黄色い冊子をご準備お願いします。

1枚めくっていただきまして、議案第13号 令和7年度本部町国民健康保険特別会計予算について。令和7年度本部町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和7年3月6日提出、本部町長 平良武康。

1ページをおめくりください。令和7年度本部町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億155万6,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳

出予算」による。(一時借入金)第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。(歳出予算の流用)第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、各項に計上した報酬、給与、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。2、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

4ページおめくりください。歳入歳出予算事項別明細書の総括表でご説明いたします。下の表の歳出のほうから説明いたします。前年度と比べて増減の大きい項目についてご説明いたします。歳出、1款総務費、前年度と比較しまして700万円の増額となっておりますが、こちらは人件費の増に伴うものでございます。歳出、2款保険給付費、前年度と比べまして1億7,118万2,000円の増額。こちらにつきましては、医療費の増に伴うものでありますが、昨年度、令和6年度につきましては、12月に補正予算で増額をお願いしておりまして、6年度の現計予算としては14億3,300万円余りとなっております。3款国民健康保険事業費納付金、前年度と比較しましてマイナス965万3,000円。こちらは沖縄県のほうに収める納付金でございますが、県のほうで令和5年度に決算剰余金が出ておりまして、その剰余金が出た分について今回7年度の事業費納付金の減額がありましたので、その減額分でございます。

続いて上の表、歳入、6款県支出金、前年度と比較しまして1億7,499万6,000円の増となっておりますが、歳出で説明しました医療費の増に伴う県の交付金の増額になります。続いて10款繰入金、前年度と比較しましてマイナス790万3,000円の減、こちらは歳出で説明しました事業費納付金の減に伴うものでございます。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第23. 議案第14号 令和7年度本部町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 大濱兼愛** ピンクの冊子のご準備をお願いいたします。

1ページめくりまして、議案第14号 令和7年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について。令和7年度本部町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和7年3月6日提出、本部町長 平良武康。

1ページおめくりください。令和7年度本部町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,887万2,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。(一時借入金)第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。(歳出予算の流用)第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとお

りと定める。1、各項に計上した報酬、給与、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

3ページおめくりください。歳入歳出予算事項別明細書の総括表でご説明いたします。上の表、歳入のほうです。1款後期高齢者医療保険料、前年度と比較しまして1,603万9,000円の増となっております。こちらは調定額の増加に伴う増額となっております。6款繰入金、こちらは県の負担金、基盤安定負担金の増加によるものでございます。8款諸収入、前年度と比較しまして83万8,000円の減、こちらは保険料の還付金の減によるものでございます。

続いて下の表、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金2,432万6,000円、こちらは歳入の保険料の増及び繰入金の増に伴う増でございます。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第24. 議案第15号 令和7年度本部町水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 知念 毅** 白色の冊子をご準備願います。

議案第15号 令和7年度本部町水道事業会計予算について。令和7年度本部町水道事業会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和7年3月6日提出、本部町長 平良武康。

1ページ目をお開き願います。令和7年度本部町水道事業会計予算。(総則)第1条、令和7年度本部町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。(業務の予定量)第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。1、給水戸数6,656戸。2、年間給水量265万5,320立米。3、一日平均水量7,275立米。4、主な建設改良事業。(1)新浄水場工事。(2)道路改良工事に伴う配水管布設工事。(収益的収入及び支出)第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入、第1款水道事業収益5億5,917万2,000円。下の欄に移ります。支出、第1款水道事業費用5億150万3,000円。

次の2ページ目をお開き願います。(資本的収入及び支出)第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,747万8,000円は、当年度損益勘定留保資金にて5,106万8,000円、過年度損益留保資金にて3,641万円補填するものとする。)収入、第1款資本的収入3億4,241万8,000円。下の欄に移ります。支出、第1款資本的支出4億2,989万6,000円。

右側、3ページ目をお願いいたします。(企業債)第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、上水道事業費。限度額、2億1,380万円。(一時借入金)第6条、一時借入金の限度額は4億円と定める。(予定支出の各項の経費の金額の流用)第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1項、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその

経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。1、職員給与費7,424万2,000円。

ページをめくりまして、8ページ目をお開き願います。令和7年度当初予算キャッシュフロー計算書。最上段の数字でございます。説明いたします。当期純利益2,089万5,043円となっております。以上、議案第15号、説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第25、議案第16号 令和7年度本部町下水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 知念 毅** 同じく白色の冊子となっております。議案第16号の説明を行います。

議案第16号 令和7年度本部町下水道事業会計予算について。令和7年度本部町下水道事業会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和7年3月6日提出、本部町長 平良武康。

次の1ページ目をお開き願います。令和7年度本部町下水道事業会計予算。（総則）第1条、令和7年度本部町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。（業務の予定量）第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。1、接続戸数3,622戸。2、年間総排水量163万8,465立米。3、一日平均排水量4,489立米。4、主要な建設改良事業。（1）本部町浄化センター改築工事。（収益的収入及び支出）第3条、収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中、財務支援等業務の財源に充てるため、380万円を借り入れる。収入、第1款下水道事業収益6億1,620万7,000円。下の欄に移ります。支出、第1款下水道事業費用5億8,997万3,000円。

次の2ページ目をお開き願います。（資本的収入及び支出）第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,020万4,000円は当年度分損益勘定留保資金9,020万4,000円で補填するものとする。）収入、第1款資本的収入7億5,799万4,000円。下の欄に移ります。支出、第1款資本的支出8億4,819万8,000円。

3ページ目をお開き願います。（企業債）第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、下水道事業。限度額、3億400万円。公営企業会計適用、380万円。（一時借入金）第6条、一時借入金の限度額は4億円と定める。（予定支出の各項の経費の金額の流用）第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1項、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

次の4ページをお願いいたします。（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）第8条、次に掲げる経費については、その経費の全額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。1、職員給与費2,469万7,000円。（他会計からの補助金）第9条、下水道事業に助成するため、一般会計

からこの会計へ補助を受ける金額は、1億6,889万3,000円である。

ページをおめくりいただきまして、10ページ目をお開き願います。令和7年度当初予算キャッシュフロー計算書。一番上の数字でございますが、当年度純利益85万489円となっております。以上、議案第16号の説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第26. 議案第17号 町道の路線認定について（町道和那原線）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 議案第17号についてご説明いたします。

議案第17号 町道の路線認定について。道路法第8条第2項の規定に基づき、次の路線を認定したいので議会の議決を求める。

路線名、町道和那原線。起点、本部町字備瀬2102番2地先。終点、本部町字新里691番地先。令和7年3月6日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、道路法第8条第2項の規定に基づき、新たな路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため。

次のページに、今回提案しております路線認定の位置図を示した図面を添付しております。ご参照ください。以上で説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第27. 予算審査特別委員会の設置についてお諮りします。

議案第12号 令和7年度本部町一般会計予算についてから、議案第13号、議案第14号、各特別会計及び議案第15号、議案第16号の各事業会計予算については、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第12号 令和7年度本部町一般会計予算についてから、議案第13号、議案第14号、各特別会計及び議案第15号、議案第16号の各事業所会計予算については、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。

休憩します。

休 憩（午後2時00分）

再開します。

再 開（午後2時08分）

これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありましたので報告します。委員長に崎浜秀昭議員、副委員長に松田大輔議員、以上のとおり互選された旨、報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これにて散会します。

散 会（午後 2 時08分）